

所沢市告示 第 471 号

所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同法同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

令和8年10月5日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

土地区画整理事業の名称	所沢都市計画事業 狭山ヶ丘土地区画整理事業
施行者の名称	所沢市
施行地区	所沢市東狭山ヶ丘一丁目、東狭山ヶ丘二丁目、 東狭山ヶ丘三丁目、若狭一丁目の各一部
事業施行期間	昭和63年 3月 2日から 令和21年 3月31日まで
事務所の所在地	所沢市東狭山ヶ丘三丁目2, 853番地 狭山ヶ丘区画整理事務所
事業計画の決定の年月日	昭和63年 3月 2日
事業計画変更新年月日	令和 8年10月 5日

所沢市告示 第 472 号

所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業の事業計画において定める、施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法第55条第13項において準用する同法同条第10項の規定により、公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令第1条の2の規定により、下記の事項を公告する。

令和8年10月5日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

縦覧場所	所沢市東狭山ヶ丘三丁目2, 853番地 狭山ヶ丘区画整理事務所
縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

所沢市告示第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により所沢都市計画生産緑地地区を変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに所沢市長に意見書を提出することができる。

令和8年10月5日

所沢市長 小野塚 勝 俊

1 都市計画の種類及び名称
別表のとおり

2 都市計画を変更する土地の区域
イ 追加する土地の区域
別表のとおり

ロ 削除する土地の区域
別表のとおり

3 都市計画の縦覧場所
所沢市役所 高層棟5階 街づくり計画部 都市計画課

4 縦覧期間
令和8年10月5日（月）から令和8年10月19日（月）まで
時間は、午前9時から午後4時30分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く